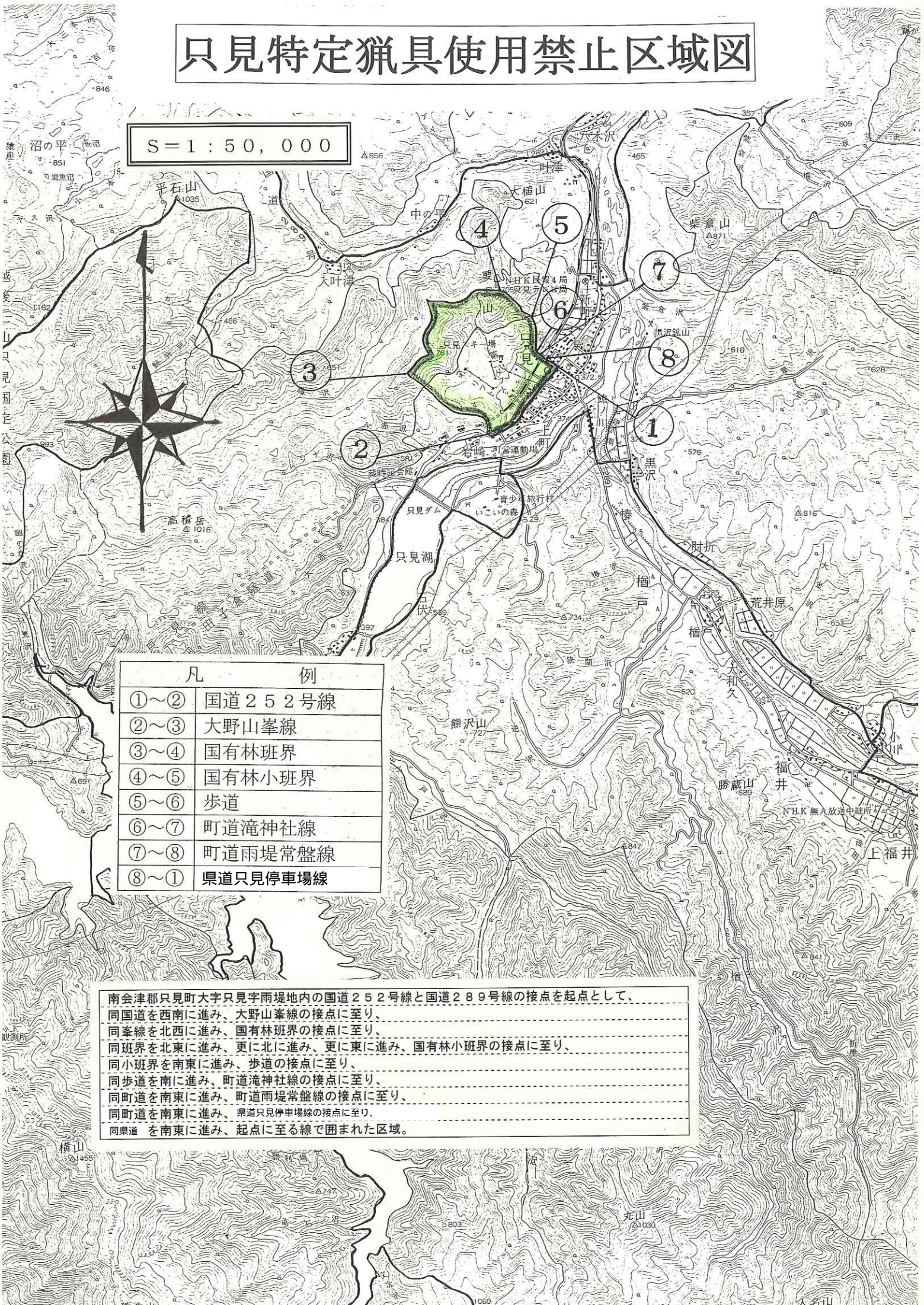


只見特定猟具使用禁止区域図

S = 1 : 50,000



凡 例	
①~②	国道252号線
②~③	大野山峯線
③~④	国有林班界
④~⑤	国有林小班界
⑤~⑥	歩道
⑥~⑦	町道滝神社線
⑦~⑧	町道雨堤常盤線
⑧~①	県道只見停車場線

南会津郡只見町大字只見雨堤地内の国道252号線と国道289号線の接点を起点として、
 同国道を西南に進み、大野山峯線の接点に至り、
 同峯線を北西に進み、国有林班界の接点に至り、
 同班界を北東に進み、更に北に進み、更に東に進み、国有林小班界の接点に至り、
 同小班界を南東に進み、歩道の接点に至り、
 同歩道を南に進み、町道滝神社線の接点に至り、
 同町道を南東に進み、町道雨堤常盤線の接点に至り、
 同町道を南東に進み、県道只見停車場線の接点に至り、
 同県道を南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。